



## 報道資料

平成18年11月10日

中国電力株式会社

### 当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題 に関する調査報告について

当社は、俣野川水力発電所（鳥取県江府町、昭和61年10月運用開始）の上ダムである土用ダム（岡山県新庄村）測定値の改ざん問題（平成18年10月31日発表済）について、10月31日に緊急対策本部（本部長：福田副社長）を社内  
に設置し、厳正に調査を行ってまいりました。

今回の問題については、11月1日に、国土交通省中国地方整備局および原子力安全・保安院から報告徴収の要請を受けており、本日、その事実関係やダムの安全性などをまとめた調査報告書を提出いたしました。

土用ダムの安全性については、ダム完成時（昭和60年11月）から現在までの測定データを改めて整理・チェックした結果、沈下量、たわみ量（上・下流方向の水平変形量）に改ざんが行われていたことを踏まえても、沈下量、たわみ量、漏水量や漏水の濁りなどのデータについて、いずれも安全性に対する異常を示すようなものはなく、また、その値も他のロックフィルダムの同種データと遜色ないことを確認しました。これらを総合的に判断し、当社としては土用ダムの安全性に問題はないと考えております。

また、今回の調査で判明した事実関係の概要は、次のとおりです。

平成10年5月に中電技術コンサルタント（以下「CEC」という。）によるデータ改ざんが当社事業所に報告されたので、土木部長の指示により、まず第一にダムの安全性の確認を行いました。同年12月末に鳥取支店長にデータ改ざん  
の事実を報告し、その後、平成10年分のダム測定データの定例報告に合わせて、データ改ざん  
の事実を関係当局へ申し出る方針で、土木部および鳥取支店により経営層と相談を進めて  
おりました。しかしながら、最終的には、ダムの

安全性は維持できているという思いを背景に、平成 9 年以前のデータ改ざんの実態について関係当局への申し出は行いませんでした。その判断に対して、当社関係者全員が申し出を行わないことを追認しました。

なお、データの改ざん時期について、これまで平成 4 年から平成 9 年の間としておりましたが、平成 3 年のデータにも改ざんの疑いがあることが、今回の調査で判明しました。

法令で定期的に提出するよう定められている検査データの改ざんを数年間にわたり見過ごしたまま提出していたこと、また、改ざん事実を把握した後もそれを公表しなかったことは、コンプライアンス経営の基盤が脆弱であり、また、適正な業務運営を阻害する組織風土の問題であると考えています。

今回の問題は、ライフラインをあずかる電気事業者としてあってはならないことであり、これによりお客さまおよび地域の皆さまの信頼を損ない、関係当局に多大なるご迷惑をおかけしたことを深く反省し、お詫び申し上げます。

本日提出した報告書の内容については、当局において審査されることとなりますが、当社においては、今後、電気設備の安全確保に向けた自主点検活動を行うとともに、不正を「しない意識・正す姿勢」「させない組織・業務運営」「隠さない企業風土づくり」の 3 つを柱として、再発防止策の具体案を策定し、信頼回復に全力を傾注してまいります。

以 上

〔添付資料〕

1. 土用ダムの安全性
2. 俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題に関する事実関係（報告書抜粋）
3. 問題点と再発防止策の骨子

## 土用ダムの安全性について

### 1. 沈下量

- 沈下量の経年変化については、改ざんされた期間を除けば異常な兆候はなく、安定している(図-1)。

なお、鳥取県西部地震が発生した平成12年10月には、最大9mmの沈下が生じているが、点検の結果、ダムに異常は認められていない。

- 現在の沈下量は最大117mmで、沈下割合(沈下量/ダム高)は0.13%と、他のフィルダムと比較しても小さい。
- 沈下量はダムの盛立高さに比例したスムーズな分布を示し、局所的な異常も認められない(図-2)。

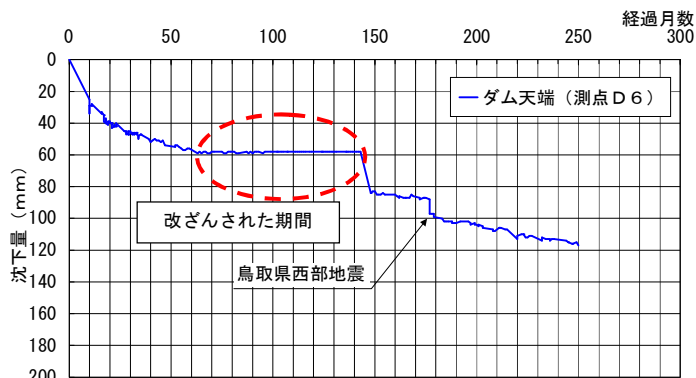
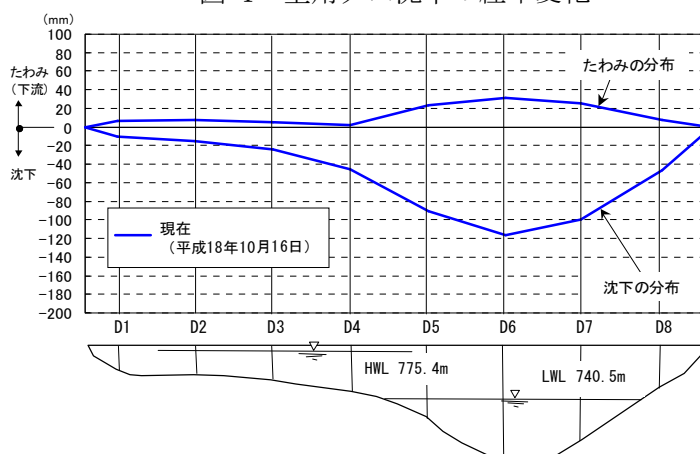


図-1 土用ダム沈下の経年変化



HWL: 常時満水位  
LWL: 最低水位

図-2 土用ダム軸縦断面図における沈下・たわみ量の分布

### 2. たわみ量

- ダムの上下流方向の変形であるたわみ量についても、沈下と同様、盛立高さに比例したスムーズな分布を示し、局所的な異常も認められない(図-2)。

### 3. ダム漏水量

- 漏水量の経年変化は、長期的に徐々に減少する傾向にあり、また、漏水量の絶対値も他のフィルダムと比較しても同等程度で問題となる量ではない。

### 4. まとめ

- 以上の結果及びその他データの評価結果においても異常は認められず、これらを総合的に判断すれば、土用ダムは安全と考えている。
- 沈下・たわみデータの改ざんされた期間においても、巡視点検の結果や漏水量等その他データに異常は見られないことから、安全性は確保されていたものと考えている。

以上

## 俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題に関する事実関係（報告書抜粋）

## 1. 中電技術コンサルタント（以下「CEC」という）における事実関係

(1) 改ざん者：A（平成元年度～平成4年度の現場代理人）

B（平成5年度～平成10年6月の現場代理人）

(2) 改ざんデータ：ダムの外部変形測定値（沈下量，たわみ量）…国土交通省報告項目  
ダムの内部変形測定値（層別沈下量）…当社独自管理項目

(3) 改ざんの内容

[A]・異常値と思われるデータのみ改ざん。

- ・改ざんは，年間約200データのうち2，3データで改ざん幅は2mm程度。
- ・報告書に記載している数値のみ改ざん。観測手簿は改ざんせず提出。

[B]・改ざんは，平成5年4月から平成7年9月は全データの1/3～1/4。平成7年10月以降は全データ。引継ぎ当初の改ざん幅は2，3mmであったが，時間の経過とともに拡大（最大で30mm程度）。

- ・報告書に記載している数値，観測手簿ともに改ざん。
- ・観測手簿は報告書数値と一致させるよう，測量会社に改ざんを指示。

(4) 改ざんの動機

[A] 前任者から，ダムの沈下は収束しつつあると引き継いだ。測定値にバラツキがあり，中電に対し異常値の説明がつかないとCECの信頼を失うと自己判断し，データを修正した。

[B] Aからの引継ぎにより，ダムの沈下はほぼ収束したと自己判断し，データを修正した（異常データは修正してもよいと引継いだ）。平成5年4月から平成7年9月までは部分的に修正したが，平成7年10月に下請けの測量会社が替わってからは，全てのデータを修正した。

(5) 改ざんに関する主任技術者の関わり

CECの主任技術者はチームリーダーの作成した報告書をチェックしていたが，実測データの改ざんまでは気付かなかった。

(6) 改ざんの時期：平成3年（※推定）から平成9年まで

[※推定根拠]

- CECは平成10年までのデータを用いて確率統計解析により作成した沈下量時系列変化図によりAが改ざんを開始した年を平成4年と推定しているが，以下の事項から，

平成3年と考える方が妥当である。

- ・ Aはこの度CECが改めて行った聞き取りに対し、「引継ぎを受けてから当分の間は修正していない。改ざんの開始は平成4年もしくは平成3年からだと思う」と述べている。
  - ・ この度、平成11年以降のデータを加え、当社で沈下量のトレンド解析を行った結果、平成3年の報告書数値についても若干不自然な点が見受けられた。
  - ・ また、平成3、4年の観測手簿と報告書データを当社がチェックした結果、兩年とも観測手簿と報告書数値の相違が数点確認されており、平成3年は改ざんされていないとは言いきれない。
- Aが担当する以前（昭和63年以前）については、以下の事項から、改ざんはなかったものと考えられる。
- ・ ダム完成当初の測定には、当社建設所員が頻繁に立会するとともに測定結果を直ちに求めていた状況から、改ざんの余地はないと考えられる。
  - ・ Aの前任者にCECが聞き取りを行った結果、改ざんへの関与を完全に否定するとともに、そのような気配すら感じさせなかった。
  - ・ ダム沈下データに不自然さが無い。
- 以上のことから、当社としては改ざん開始年は平成3年とするのが妥当と考える。

## 2. 当社における事実関係

土用ダムデータの改ざんが判明したことを受け、CECは平成10年5月20日、当社にデータ改ざんに関する報告を行ったが、当社での主な経緯は以下のとおり。

- (1) 改ざんの報告を受け、土用ダムの安定性を確認するまでの状況（平成10年5月～同年12月）
- ① 平成10年5月20日、中電技術コンサルタントから当社倉吉電力所米子電力センターに対し、「土用ダムの堤体の変形計測データについて、下請会社からの報告計測データと、これまで中国電力に報告しているデータを比較したところ、相違があった。当該業務の担当者本人に確認したところ、改ざんしていたことが判明した」旨の報告があった。
  - ② 報告を受けた米子電力センターは、重大な問題であるため詳細な事実関係の調査をCECに指示し、それをもって上位機関（鳥取支店）と協議することとした。
  - ③ 同年6月30日、CECから当社鳥取支店土木・建築担当へ同様の報告があったが、重大な問題であるとの認識を持ちながらも、支店長への報告をしないまま本店土木部に相談することとした。
  - ④ 同年7月3日、鳥取支店の土木・建築担当マネージャーから本店土木部に対し、同様の

報告を行った。土木部は、「まず事実関係の調査及びダムของ安定性の確認を実施する」よう同マネージャーに指示した。調査に当たっては、土木部が技術的助言を行いつつ進めていくこととした。

- ⑤ 鳥取支店土木・建築担当は、CECとともに、ダム漏水量、統計解析で真値に置き換えた外部変形、間隙水圧等から総合的な検討、評価を行った。

その結果、同年12月末、同ダムが安定性を有することを確認した。

## (2) 鳥取支店長及び経営層に対する報告の状況（平成10年12月末～平成11年1月25日）

- ① 安定性確認を終えた12月末、鳥取支店土木・建築担当マネージャーから、初めて山下支店長（現在当社社長）に対し、CECによるデータ改ざんについて報告があった。

- ② 平成11年1月8日、鳥取支店において、CECからデータ改ざんに関する事情聴取を行うため会議が開催された。（鳥取支店長、土木部長、CEC専務が出席）山下支店長から、「昨年6月にCECから報告があったのに、対応が遅すぎる」との指摘があった。重大な問題であるため、経営層の判断を仰ぐこととした。

- ③ その後、土木部長、土木部マネージャーにより、1月18日に白倉常務（当社前社長、現在当社常任相談役）、高東取締役工務部長（現在当社常任顧問）、19日に喜多常務、22日に井上副社長（現在中電工会長）に対し、順次、事実関係を説明するとともに、資料「土用ダム既官庁報告資料対応の基本方針」に基づき、今後の対応について判断を仰いだ。

対応の基本は、既に報告済みの平成4年～9年の変形計測データについて、建設省日野川工事事務所、同岡山河川工事事務所、同中国地方建設局、通商産業省中国通商産業局に対し、事実関係・ダムの安定性を説明し、既報告データ（平成4年～8年分については元データが廃棄されているため、真値データへの回復が不能）の取り扱い等に関して指導を仰ぐというもので、早急にその方針に添って取り組むことが決定された。

- ④ 1月25日、井上副社長、白倉常務、土木部長、鳥取支店長から、高須社長（現在当社相談役）に対し、資料「土用ダム諸計測記録報告書のうち変形計測データについて」により、委託先のCECにおいて土用ダムの堤体の変形計測データに一部修正が加えられていた事実関係と委託元としての再発防止の取り組みについて報告がなされた。

なお、この報告においては、副社長・常務への説明に際して用いた資料「土用ダム既官庁報告資料対応の基本方針」は用いられていない。

## (3) 建設省日野川工事事務所副所長への説明及び相談

- ① 1月28日、米子市内のホテル会議室において、当社鳥取支店土木・建築担当マネージャー（CEC営業本部副本部長同席）は、建設省日野川工事事務所副所長に説明・相談を行った。この際に、当社側から、土用ダム諸計測記録報告書のうち変形計測データについて、「改ざんデータを届け出たままの状態を解消したいが、その取り扱いに苦慮しており、ご指導をお願いしたい」旨を申し出たところ、副所長は困惑した様子で、ご自身の意見や見解を述べられた。

- ② 最終的に、当社出席者は「当社がそうした申し出をすれば建設省も処理に困るし関係先に大きな影響を与えることになる。その他の建設省機関への申し出もしないほうがよい」という示唆と受け止めた。

(4) 「土用ダム既官庁報告資料対応の基本姿勢」の作成

1月28日(もしくは29日)、山下支店長は、前記対応結果を踏まえ、土木部長に対し、「平成4年分から9年分の変形計測データの取り扱いについて本店の関係箇所と調整して欲しい」旨を依頼した。鳥取支店は、「平成9年までの既提出データは修正しない」旨の本店の回答を待って、平成10年分のデータによる「水利使用規則に基づく諸測定記録の報告について」を建設省中国地方建設局長宛てに届け出た。(経由 日野川工事事務所)

同年2月、鳥取支店は土木部と調整しながら、「平成9年までの既提出データは、正規のものとして取り扱う。このことについては公表しない」といった内容を含む「土用ダム既官庁報告資料対応の基本姿勢」を作成し、その方針どおりで現在にいたっている。

なお、本問題に係わる当時の諸資料・データ類は、今日では、ほとんど残存していない。

以 上

## 問題点と再発防止策の骨子

事実確認結果（中電技術コンサルタント株式会社によるデータ改ざんおよび当該情報当社に到達した後の当社の対応）から、次の3つの問題点が浮び上がった。

そのため、当社は、不正を「**しない意識・正す姿勢**」、「**させない組織・業務運営**」、「**隠さない企業風土づくり**」の3つを柱とし再発防止の徹底を図ることとする。

今後、以下の内容を骨子とする再発防止策の検討を進め、早急に具体化を図る。

問題点	再発防止策
企業倫理観が希薄	<b>不正をしない意識・正す姿勢</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業倫理委員会の体制強化</li> <li>・役員のコンプライアンス遵守の誓約</li> <li>・コンプライアンス経営推進宣言</li> <li>・コンプライアンス教育の充実</li> </ul>
当社とグループ企業間の委託業務の管理・運営体制に対する甘さ	<b>不正をさせない組織、させない業務運営</b> ～当社・グループ企業間の委託業務総点検～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社・グループ企業双方の品質管理体制の強化</li> <li>・不正を不可能とする検査業務のルール設定</li> </ul>
適正な業務運営を阻害する組織風土	<b>不正を隠さない企業風土づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い技術部門と他部門との人事交流</li> <li>・内部通報制度の充実</li> <li>・職場風土改善月間の設定</li> </ul>

これらの再発防止策の進捗状況については、「企業倫理委員会」に定期的に報告し、确实かつ効果的に実施されていることを確認する。